

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（変更素案）についての意見募集結果

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（変更素案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様から御意見を募集したところ、2者から、延べ5件の御意見が寄せられました。御意見の趣旨及び御意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
第1部 PCB廃棄物処理計画策定の背景及び目的	
<p>第1部第2章3において、「民間事業者による処理体制の確保を図る」とあるが、関係者が複数いるので、確保を図る主体を明確に示すべき。</p>	<p>本計画は道が策定するものであり、主体は道です。</p> <p>御意見のあった低濃度PCBの処理体制については、道が自ら特別管理産業廃棄物処分業の許可を行うほか、国と連携して無害化処理認定制度を活用することにより処理体制の確保を図っていくこととしております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>第1部第2章5において、高濃度PCB廃棄物の処分及び高濃度PCB使用製品の廃棄を「行わなければならない」とするのに対し、低濃度PCB使用製品の廃棄等については「努めなければならない」としており、取組みが後ろ向きに見えるがどのような考えか。</p> <p>「しなければならない」として強い意志を示すべき。</p>	<p>低濃度PCB使用製品の廃棄については、使用中のものが相当数あることが想定されること、低濃度PCB廃棄物の処理体制については整備の途上にあるなど、高濃度PCB使用製品とは状況・事情が異なることから、まずは、実態把握を十分に行なうことが必要です。</p> <p>現段階ではこれらの背景を踏まえ、PCB特措法第3条第2項に規定されている所有事業者の責務に沿って記載したものです。</p> <p>今後、実態把握の結果を踏まえ、いただいた御意見を参考としながら、低濃度PCB廃棄物の処理を促進してまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
第2部 PCB廃棄物の広域処理	
<p>低濃度PCB廃棄物の道内処理の推進方策、あるいは処理体制の確保について記載していただきたい。</p> <p>環境産業の育成及び道内経済への寄与の観点から、道内処理を進めるべきもの。</p> <p>については道から協力を要請するといった道内処理を進めるための仕組みづくりをお願いしたい。</p>	<p>北海道循環型社会形成の推進に関する条例第23条において「廃棄物等の道内処理の原則」が定められているとおり、事業者は道内で発生した廃棄物等について、道内において循環的な利用及び適正な処理を行うよう努めなければなりません。</p> <p>このような考えのもと、いただいた御意見を参考として、低濃度PCB廃棄物の道内処理が促進されるよう、国とも連携しながら処理体制の充実・多様化を図ってまいりたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
第3部 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進方策	
<p>低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品は、PCB汚染の有無を実際に分析しなければその該当性が確認できないものが多いという課題を踏まえて、「低濃度PCBを含む可能性のある機器等を所有する事業者は、早期にPCB濃度等の確認に努めなければならない。」と追記すべき。</p>	<p>第3部第1章6の「低濃度PCB廃棄物及び使用製品の把握促進」において、分析や実態把握の必要性を示しており、実態把握の促進のための具体的措置として、判別の支援等を行なう旨を記載しています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>PCB製品を使用していた事業者（業者）が責任を持つのは当然だが、そうした考えのみではPCB処理は失敗する。</p> <p>自分の事業所にPCBを含んだ製品があるのかどうか、その製品がどれくらいの濃度のPCBを含むかを判断できない、またそれを処理施設に移動する場合の問題もある。</p> <p>事業者はどういう手続きでPCB濃度を測定し、それを処理施設にまで運ぶかについては知識を持たず、行政はそれらについては、きちんと説明していかなければならない。</p> <p>何よりもそうしたことが出来る行政側の体制が必要であり、対応する行政側の努力が目に見えてこそ、PCB処理事業は円滑になる。</p> <p>確実にPCB廃棄物をやりきるためには、ひと工夫が行政に求められている。</p>	<p>保管事業者に対して、これまでも、立入検査等を通じてPCB廃棄物等の判別方法や処分委託方法等について、情報提供や啓発を行ってきたところですが、ご意見のとおり、それらの取組は重要であることから、計画にその旨を明記するとともに、立入検査等の際には個別具体的な状況に応じたきめ細やかな助言等を行うよう努めたいと考えています。</p> <p>一方、処分期間内での確実かつ適正な処分を行おうとしない一部の事業者に対しては、法に基づく、報告徴収や改善命令等により排出者責任の徹底を指導していくこととしています。</p> <p style="text-align: right;">A</p>

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先
環境生活部環境局
循環型社会推進課廃棄物管理グループ
電話011-231-4111（内線24-308）